

「看護小規模多機能型居宅介護 整備・運営事業者の募集に関する質問」に対する回答について

令和7年4月18日（金）から5月16日（金）までに受け付けた質問とその回答は以下のとおりです。

No.	質問事項	質問内容	回答
1	補助金について	13施設等の整備・開設準備に対する補助等 既に三田市より募集が出ている「三田市認知症対応型共同生活介護」の施設と同じ建物（新築工事）での運営を想定する場合、補助上限額は39,600千円×2の79,200千円となる理解でよろしいでしょうか？	補助対象施設の合築・併設時の基準単価は、認知症対応型共同生活介護と看護小規模多機能型居宅介護を同じ建物（新築工事）で運営をする場合、「39,600千円×1.05+39,600千円×1.05」になります。※単価は令和7年度のもの
2	共生型サービスとの併用について	医療的ケアのある子どもたちの行き場がかなり限られています。共生型サービスも併用したいのですが可能でしょうか？	本公募については、第9期介護保険事業計画に基づき実施するものであり、整備数についても今後の介護保険サービス利用者数を見込んで算出しております。公募申請時には、介護保険サービスのみによりご応募ください。
3	市民への説明について	市民への説明はどの程度必要になるのでしょうか？実際、公募して実施できるか不明なところでどこまで説明が必要なのでしょう？当選してからの説明でいいのでしょうか？（おそらく、土地候補ができた時点で自治会長などにはお伺いが必要かとは思いますが）	地域住民への説明は、できるだけ公募前に行ってください。その内容については、特に地域住民の生活と密接に関係する事項を中心に説明が必要と考えられます。なお、説明にあたっては、当該事業が応募者の中から選定されることから、事業化されない場合があることも必ず申し添えてください。 近隣住民等への説明が公募までに実施できない場合は、近隣説明状況報告書に「未実施」の旨及びその理由を記載したうえで提出してください。後日、実施した場合はその都度提出してください。 なお、事業所開設までには必ず実施してください。
4	市街化区域について	市街化区域とはどの事でしょうか？	市街化区域は、用途地域が定められている区域のことです。本市での市街化区域についての詳細は、以下の「三田市地図情報」をご確認ください。 https://webgis.alandis.jp/sanda28/webgis/
5	運転資金について	運転資金に関して、借入金を含めないでクラウドファンディングなどでの調達は可能か？	クラウドファンディングは、目標となる金額に到達しなければ支援者へ返金となるなど不確実な資金となることが想定されます。確実性のある資金としてください。
6	入札について	工事請負業者の決定に際し、入札の公告の出し方など教えていただけますか？	選定された場合、入札に関してもご相談に応じます。
7	研修について	開設者研修とは？	認知症対応型サービス事業開設者研修のことを指します。
8	取り組みについて	様式8の1.現在に至るまでに実施した取り組みとは、看多機を作るにあたっての取り組みでなく、今現在の事業の事でよかったですでしょうか？	お見込みのとおりです。現在法人として取り組んでおられること全般についてご記載ください。
9	土地の確保	土地の確保ですが、不動産業者とはどこまで話を詰めておけばいいのでしょうか？公募に当選しないと土地の購入もできないと思うのですが。	公募申請時には整備予定地が決定しており、選定された場合に確実に用地が確保できることがわかる契約等が締結されている必要があります（停止条件付でも可）。
10	スケジュールについて	様式9のスケジュールは公募に当選した場合のスケジュールでいいですね？	お見込みのとおりです。
11	応募について	市街化地域内に用地を探すことは大変難しいこと。看護小規模の募集が時期として違うこと。広い用地を取得しても、どちらかしか指名を受けられなければ余分用地が無駄になり用地費用がかさむこと。建設コストが上昇しているため、2施設を1つにして検察することによる経済効果が大きいこと。などから、（グループホームと）同時に申し込みができないか。	認知症グループホームと看護小規模多機能型居宅介護は、それぞれ選考スケジュールを設定しているため、2施設同時の申し込みはできません。
12	他サービスの併設について	看護小規模多機能型居宅介護を認知症高齢者グループホームと同一の建物内に整備することは可能か？	可能です。 ただし、各サービスにおける設備基準や建築基準法などの関係法令を遵守する必要があります。

「看護小規模多機能型居宅介護 整備・運営事業者の募集に関する質問」に対する回答について

令和7年4月18日（金）から5月16日（金）までに受け付けた質問とその回答は以下のとおりです。

No.	質問事項	質問内容	回答
13	補助金について	土地所有者が、建物（グループホームあるいは看護小規模多機能型居宅介護）を建築し建物賃貸をする場合、土地所有者は「介護施設等の施設開設準備経費」の補助金の交付は受けられるのでしょうか？	地域介護拠点整備補助事業の事業内容および補助金交付までの流れは以下のとおりです。 【1 地域密着型サービス施設等の整備】 (1) 補助上限額：39600千円 (2) 補助対象経費：施設の整備に必要な工事費・工事事務費 (3) 補助金交付までの流れ (ア) 整備・運営事業者に選定される (イ) 工事内容の検討や工事費の積算 (ウ) 市を通じて県に補助事業の事前協議、県から補助事業の内示を受ける (エ) 工事にかかる一般競争入札の公告、入札を実施する (オ) 市に交付申請、市から交付決定を受ける (カ) 工事業者と契約し、工事開始 (キ) 県の中間検査を受ける (ク) 工事完了 (ケ) 行政機関等の検査、県の完了検査を受ける (コ) 市に対して実績報告を行い、市から補助金の確定を受け、補助金を請求する (サ) 補助金の交付を受ける
14	補助金について	土地所有者が、建物（グループホームあるいは看護小規模多機能型居宅介護）を建築し建物賃貸をする場合、介護事業者は「地域密着型サービス施設等の整備」の補助金の交付は受けられるのでしょうか？	【2 介護施設等の施設開設準備経費】 (1) 補助上限額：989千円×宿泊定員数 (2) 補助対象経費：施設等の開設前6か月間にかかる以下の経費 (ア) 開設前6か月間に実施する看護・介護職員の訓練等のために雇用する経費 (イ) 開設のための普及啓発（地域住民への説明会等の開催、利用希望者等への施設概要の説明）に要する経費 (ウ) 職員の募集に要する経費 (エ) 開設に当たっての周知、広報に要する経費 (オ) 開設準備事務（会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成）に要する経費 (カ) その他開設の準備に必要な経費 (3) 補助金交付までの流れ (ア) 整備・運営事業者に選定される (イ) 開設前6か月間にかかる開設準備経費の積算 (ウ) 市を通じて県に補助事業の事前協議、県から補助事業の内示を受ける (エ) 市に交付申請、市から交付決定を受ける (オ) 開設の準備を実施（※消耗品・備品等の購入や委託事業者の選定にあたっては、市入札・契約手続きの取り扱いに準拠いただきます。） (カ) 市に対して実績報告を行い、市から補助金の確定を受け、補助金を請求する (サ) 補助金の交付を受ける
15	補助金について	土地所有者が「介護施設等の施設開設準備経費」の補助金の交付を受けた場合、工事費に関する一般競争入札の選定は行われるのでしょうか？	ご質問のようなケース（土地所有者が建物を建築し、その建物を介護事業者に賃貸する場合）における補助事業者は以下のとおりです。 (1) 地域密着型サービス施設等の整備 本事業は、土地所有者が補助事業者となります。 なお、土地所有者が当該目的で建物を賃貸しなくなったときは、補助金の返還が必要となる場合があります。 (2) 介護施設等の施設開設準備経費 本事業は、介護事業者が補助事業者となります。
16	補助金について	土地所有者が、建物（グループホームあるいは看護小規模多機能型居宅介護）を建築し建物賃貸をし、介護事業者が「地域密着型サービス施設等の整備」の補助金の交付を受けた場合、工事費に関する一般競争入札の選定は行われるのでしょうか？	ご質問のようなケース（土地所有者が建物を建築し、その建物を介護事業者に賃貸する場合）における補助事業者は以下のとおりです。 (1) 地域密着型サービス施設等の整備 本事業は、土地所有者が補助事業者となります。 なお、土地所有者が当該目的で建物を賃貸しなくなったときは、補助金の返還が必要となる場合があります。 (2) 介護施設等の施設開設準備経費 本事業は、介護事業者が補助事業者となります。
17	建物について	介護事業（グループホームあるいは看護小規模多機能型居宅介護）と、賃貸マンションが同一建物内でも可能でしょうか？	可能です。 対象の介護施設と補助対象外（賃貸マンション）の施設が併設する場合は、面積率等で按分することで補助金の申請が可能。